

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則その他関係省令の改正案の概要

令和3年11月
経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

I. 趣旨

平成30年7月に閣議決定された第5次エネルギー基本計画において、初めて再生可能エネルギーの「主力電源化」が掲げられた中、令和2年10月の「国内の温暖化ガスの排出を2050年までに実質ゼロとする」宣言、令和3年4月の「2030年に向けた温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減する」方針が表明され、同年10月の第6次エネルギー基本計画でも、2030年に再エネ比率36～38%を目指すとするなど、再生可能エネルギーに対する期待は高まっています。

また、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号。以下「エネルギー供給強靱化法」という。）」が令和2年6月5日に成立、同月12日に公布されました。同法第3条の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正（以下「改正法」という。）」により措置された規定については、エネルギー供給強靱化法附則第1条柱書の規定に基づき令和4年4月1日から施行されます。

このうち、改正法にて新たに措置されることになった FIP 制度（第2条の2等）については、当該規定の施行に向けて、速やかに制度の詳細を再生可能エネルギー発電事業者等の関係者に示し、予見性を高めることが重要となります。そのため、令和2年7月から、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会・電力・ガス事業分科会／再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会及び同調査会基本政策分科会再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会の合同会議（以下「合同会議」という。）」において6回にわたって議論を重ね、令和3年2月に制度設計の詳細をとりまとめました。これを踏まえ、関連する規定について所要の改正を行います。

加えて、出力制御に関し、これまで出力制御の対象外と整理されてきた500キロワット未満の太陽光発電事業者についても出力制御の対象とすること、出力制御量低減や運用効率化の観点から、出力制御対象事業者の拡大とともに太陽光発電について経済的出力制御（オンライン代理制御）の仕組みを導入すること、及び風力発電においては、現時点ではオフライン発電設備を代理制御できるだけの十分な量のオンライン発電設備が存在しないことから、当面の間はオンライン代理制御の対象としないこととし、オンライン発電設備の導入拡大等の状況を踏まえつつ導入を検討することが、昨年10月9日の総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会において合意されました。

これらの関連する委員会等における議論の成果・決定事項を含め、必要な措置を改正法に基づく制度に盛り込むべく、資源エネルギー庁では、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「施行規則」という。）」及び関係省令の制定・改正に向けた検討を進めてまいりました。これらの内容に関し、広く国民の皆様から御意見をいただくべく、省令の制定・改正案について意見公募手続を行います。

II. 概要

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の一部改正

※条ズレによって条番号がかたまっていないものは「第●条」と記載し、条番号を記載している箇所についても、条ズレにより条番号がズレる可能性がある点に留意ください。

題名

- 改正法を踏まえ「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則」に改正する。

第3条 再生可能エネルギー発電設備の区分等※以下に加えてそれぞれ「離島等」の区分も追加。

- 第4号に規定する設備の出力について「250キロワット以上のもの」を「250キロワット以上1,000キロワット未満のもの」に改正し、第4号の2として、「太陽光発電設備であって、その出力が1,000キロワット以上のもの」を新たに追加する。
- 第9号及び第10号に規定する設備の出力について「200キロワット未満のもの」を「50キロワット未満のもの」に改正する。
- 第9号の2及び第10号の2として、それぞれ「水力発電設備であって、その出力が50キロワット以上200キロワット未満のもの」、「特定水力発電設備であって、その出力が50キロワット以上200キロワット未満のもの」を新たに追加する。
- 第17号に規定する設備の出力について「15,000キロワット未満のもの」を「50キロワット未満のもの」に改正する。
- 第17号の2及び第17号の3として、それぞれ「地熱発電設備であって、その出力が50キロワット以上1,000キロワット未満のもの」、「地熱発電設備であって、その出力が1,000キロワット以上15,000キロワット未満のもの」を新たに追加する。
- 第19号に規定する設備の出力について「15,000キロワット未満のもの」を「50キロワット未満のもの」に改正する。
- 第19号の2及び第19号の3として、「第1種特定地熱発電設備であって、その出力が50キロワット以上1,000キロワット未満のもの」、「第1種特定地熱発電設備であって、その出力が1,000キロワット以上15,000キロワット未満のもの」を新たに追加する。
- 第21号に規定する設備の出力について「15,000キロワット未満のもの」を「50キロワット未満のもの」に改正する。
- 第21号の2及び第21号の3として、それぞれ「第2種特定地熱発電設備であって、その出力が50キロワット以上1,000キロワット未満のもの」、「第2種特定地熱発電設備であって、その出力が1,000キロワット以上15,000キロワット未満のもの」を新たに追加する。
- 第23号を「バイオマスを発酵させることによって得られるメタンを電気に変換する設備であって、その出力が50キロワット未満のもの」に改正する。
- 第23号の2及び第23号の3として、それぞれ「バイオマスを発酵させることによって得られるメタンを電気に変換する設備であって、その出力が50キロワット以上10,000キロ

ワット未満のもの」、バイオマスを発酵させることによって得られるメタンを電気に変換する設備であって、その出力が10,000キロワット以上のもの」を新たに追加する。

- 第24号に規定する設備の出力について「2,000キロワット未満のもの」を「50キロワット未満のもの」に改正する。
- 第24号の2及び第24号の3として、それぞれ「森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマスを電気に変換する設備であって、その出力が50キロワット以上2,000キロワット未満のもの」、「森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマスを電気に変換する設備であって、その出力が2,000キロワット以上10,000キロワット未満のもの」を新たに追加する。
- 第25号に規定する森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマスを電気に変換する設備の出力を「2,000キロワット以上のもの」から「10,000キロワット以上のもの」に改正する。
- 第26号に規定する設備の出力を「10,000キロワット未満のもの」から「50キロワット未満のもの」に改正する。
- 第26号の2として、「木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち固体であるものを電気に変換する設備であって、その出力が50キロワット以上10,000キロワット未満のもの」を新たに追加する。
- 第28号に規定する農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち液体であるものを電気に変換する設備の出力を「50キロワット以上のもの」と定める。
- 第29号に規定する建設資材廃棄物であるバイオマスを電気に変換する設備の出力を「50キロワット未満」と定め、第29号の2及び第29号の3として、それぞれ「建設資材廃棄物であるバイオマスを電気に変換する設備であって、その出力が50キロワット以上10,000キロワット未満のもの」、「建設資材廃棄物であるバイオマスを電気に変換する設備であって、その出力が10,000キロワット以上のもの」を新たに追加する。
- 第30号に規定する一般廃棄物発電設備若しくは産業廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備、産業廃棄物発電設備及び第23号から第29号までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備の出力を「50キロワット未満」と定め、第30号の2及び第30号の3として、それぞれ「一般廃棄物発電設備若しくは産業廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備、産業廃棄物発電設備及び第23号から第29号の3までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備であって、その出力が50キロワット以上10,000キロワット未満のもの」、「一般廃棄物発電設備若しくは産業廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備、産業廃棄物発電設備及び第23号から第29号の3までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備であって、その出力が10,000キロワット以上のもの」を新たに追加する。

第3条の2 供給促進交付金の算定期間

- 改正法第2条の4第1項の経済産業省令で定める期間は、1か月とする。

第3条の3 供給促進交付金の額の算定方法

- 改正法第2条の4第1項で定める方法は、第3条の2の経済産業省令で定める期間ごとに、改正法第2条の4第1項の規定に基づき算定して得た額に①に掲げる額を控除して、②で得た額を加える。

- ① 認定設備が設置される一般送配電事業者の供給区域において、交付金の額の算定の対象となる期間中に、卸電力取引市場が開設する翌日市場（電気事業法（昭和39年法律第170号）第98条第2項に規定する翌日市場をいう。以下同じ。）において行われた売買取引における電気の1キロワット時当たりの価格として卸電力取引所が公表する額が1銭となった30分単位の各時間帯（以下「プレミアム不交付時間帯」という。）に、認定事業者が、認定発電設備を用いて発電し、及び卸電力取引市場における売買取引又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者への電力の卸取引（以下「市場取引等」という。）により供給した再生可能エネルギー電気の量を合計して得た再生可能エネルギー電気の量に供給促進交付金単価を乗じて得た額。
- ② 認定設備が設置される一般送配電事業者の供給区域において、交付金の額の算定の対象となる期間の内、プレミアム不交付時間帯を除いた時間帯（以下「プレミアム対象時間帯」という。）において、認定事業者が、認定発電設備を用いて発電し、及び市場取引等により供給した再生可能エネルギー電気の量を合計して得た再生可能エネルギー電気の量に、供給促進交付金単価、及びプレミアム不交付時間帯における電源別エリア別モデル発電量（認定設備が設置される一般送配電事業者の供給区域において同一の時間帯に供給された当該再生可能エネルギー発電設備の種類の前年同期間における発電量として当該一般送配電事業者が公表する値をいう。以下同じ。）を乗じ、プレミアム対象時間帯における電源別エリア別モデル発電量で除して得た額。

第3条の4 基礎となる平均価格を算出するための期間

- 改正法第2条の4第2項第2号の経済産業省令で定める期間は、前年度の4月1日から3月31日までとする。

第3条の5 供給促進交付金単価の算定方法

- 改正法第2条の4第2項第2号の経済産業省令で定める方法は、第3条の4で定める期間における、卸電力取引市場において行われた売買取引における電気の1キロワット時当たりの平均取引価格（翌日市場及び時間前市場における同一の時間帯の電気の1キロワット時当たりの売買取引における価格として卸電力取引所が公表する額を、当該翌日市場及び時間前市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額をいう。ただし、再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備又は風力発電設備の場合にあっては、翌日市場及び時間前市場における同一の時間帯の電気の1キロワット時当たりの売買取引における価格として卸電力取引所が公表する額を、当該翌日市場及び時間前市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均し、さらに、その額を、同一の時間帯における電源別エリア別モデル発電量により加重平均した額とする。）に①の額及び②の額を加え、並びに③の額及び④の額を控除する（ただし、①の額及び②の額を加え、並びに③の額を控除した額が負の値となる場合には、その額を零とみなしたうえで④の額を控除することとする）。
 - ①直近1年間における、卸電力取引所において行われた非化石証書に係る売買取引（再生可能エネルギー発電設備が発電した電気を特定契約により電気事業者に対し供給する事業に係る取引を除く）における電気の1キロワット時当たりの売買取引における価格として卸電力取引所が公表する額を平均した額
 - ②算定期間における平均市場単価が、算定期間の前年同期間における平均市場単価を上回る場

合にあっては、その差額

- ③算定期間における平均市場単価が、算定期間の前年同期間における平均市場単価を下回る場合にあっては、その差額
- ④認定事業者が市場取引等による電気の供給にあたりインバランス料金又はこれに準ずる費用を追加的に負担する費用の目安の額として、経済産業大臣が定める額

第3条の6 責めに帰することができないもの

- 改正法第2条の7第1項に規定する認定事業者の責めに帰することができないものとして経済産業省令で定めるものは、次の①～④とする。(ただし、再生可能エネルギー発電設備の出力が1,000キロワット以上かつ当該認定事業者の純資産額が1,000万円以上である場合を除く。)
- ①認定事業者から電力の卸取引による供給を受ける小売電気事業者、登録特定送配電事業者、特定卸供給事業者、若しくは卸電力取引市場における電力の売買取引を行うことができる者又は、認定事業者から電力の卸取引による供給を受け、これらの者に供給する者(以下「電気の供給を受ける者」という。)が、破産手続開始の決定を受けたとき。
- ②電気の供給を受ける者が、破産手続に準ずる手続開始の決定を受けたとき。
- ③電気の供給を受ける者が、認定事業者からの電力の卸取引による供給に係る事業を休止し、又は廃止したとき。
- ④電気の供給を受ける者が、認定事業者に対して金銭債務を有している場合であって、当該債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が当該債務の不履行により解除され、又は当該債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。
- ⑤認定発電設備が発電した電気の半分以上を、電気の供給を受ける者を通じて供給されている者が、①から④のいずれかに該当したとき。

第3条の7 一時調達契約の期間

- 改正法第2条の7第1項の経済産業省令で定める期間は、認定事業者が一時調達契約による供給を開始した日から、当該日から起算して12か月後の日以降に最初に検針等(算定期間ごとに行われる検針その他これに類する行為をいう。以下同じ。)が行われた日までの期間とする。

第3条の8 一時調達価格の算定方法

- 改正法第2条の7第1項の経済産業省令で定める方法は、認定発電設備ごとの基準価格に100分の80を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額とする。

第4条 入札に参加しようとする者の再生可能エネルギー発電事業計画

- 再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給する事業として入札参加資格の審査を受けるために推進機関に提出すべき事業計画について、提出方法並びに提出の際の書類の様式及び添付書類の内容を定める。

第4条の2 認定手続

- 再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給する事業として認定を受けるために必要な認定申請の手続、申請書類の内容(当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の取引方法

及び需給管理の方法等を含む) 及び様式並びに添付書類の内容を定める。

第5条 認定基準

- 第8号の3として、再生可能エネルギー発電設備により発電した電気を市場取引等により供給する事業である場合にあっては、次の基準に適合するものであることを規定する。
 - ① 当該認定発電設備と電氣的に接続する電線路を維持し、及び運用する電気事業者が出力の抑制を行うために必要な事項に同意すること。
 - ② 当該認定発電設備により発電された再生可能エネルギー電気の取引や需給管理の方法に関する計画が適切であること。
 - ③ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した電気が、既に特定契約により電気事業者に対し供給されていた場合にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - － 当該供給の相手方が一般送配電事業者等に対し当該再生可能エネルギー発電設備が発電量調整供給契約に基づく発電バランシンググループへ属するための申込みを行っていること。
 - － 当該再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を供給する市場取引等の方法及び供給の相手方（小売電気事業者又は登録特定送配電事業者への電力の卸取引により供給する場合に限る。）が決定していること。
 - － 特定契約により電気事業者に対し供給する事業については、市場取引等により供給電気事業者に対し供給する事業に係る認定の前日までに廃止し、改正法第11条に定める届出を行うこと。
- 第8号の4として、第8号の3で規定する出力の抑制に関し、施行規則第14条第1項第8号で規定している内容と同様の規定を位置づける。
- 第8号の5として、再生可能エネルギー発電設備により発電した電気を特定契約により電気事業者に対し供給しようとする場合であって、既に市場取引等により供給事業を行っている電気事業者に対し供給していた場合にあっては、当該再生可能エネルギー発電設備の設置場所が、当該設備の認定の日以降に、新たに離島等供給エリアに指定されたことに適合するものであること。
- 第2項第3号に、「市場取引等により供給する事業である場合、市場取引等により供給する再生可能エネルギー電気の量を的確に計測できる構造であること」を追加する。
- 第2項第10号に、「暴力団等に該当しないこと、及び暴力団等と関係を有する者でないこと」を追加する。

第7条 再エネ事業計画に係る情報の公表

- 第1項第7号に「内部積立金に関する事項」を追加する。

第●条 積立金管理業務規程で定める事項

- 改正法第15条の14第1項の経済産業省令で定める事項は、以下の通りとする。
 - 積立金管理業務を行う事務所に関する事項
 - 積立金管理業務の実施方法に関する事項
 - 積立金管理業務に関する秘密の保持に関する事項

- ▶ 積立金管理業務に関する公正の確保に関する事項
 - ▶ 積立金管理業務に関する帳簿、書類の管理及び保存に関する事項
 - ▶ 前各号に掲げるもののほか、積立金管理業務に関し必要な事項
- 推進機関は、改正法第15条の14第1項前段の規定により積立金管理業務規程の認可を受けようとするときは、様式による申請書に当該認可に係る積立金管理業務規程を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。
- 推進機関は、改正法第15条の14第1項後段の規定により積立金管理業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式による申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

第●条 積立金管理業務に関する帳簿に係る事項

- 改正法第15条の16の経済産業省令で定めるものは、以下の通りとする。
- ▶ 積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備に係る認定事業者（以下「積立者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ▶ 積立者から入札参加に係る事業計画の提出を受けた年月日
 - ▶ 積立者の識別番号
- 改正法第15条の16の帳簿は、積立管理業務を行う事務所ごとに備え付け、積立管理業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
- 保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体により行うことができる。

第14条の2 出力の抑制が代理で行われた時間帯における特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の量の取扱いの特例

- 第14条第1項第8号イに規定する太陽光発電設備についての出力の抑制にあたり、一般送配電事業者から本来出力の抑制を受けるべき認定発電設備を有する認定事業者の代わりにその有する認定発電設備の出力を抑制するよう指示を受けた他の認定事業者があった場合には、当該一般送配電事業者からの指示に基づき出力の抑制が行われた時間帯において、本来出力の抑制を受けるべき認定発電設備を有する認定事業者が当該認定発電設備を用いて発電し、及び供給した再生可能エネルギー電気の量については、当該認定事業者の代わりにその有する認定発電設備の出力の抑制を受けた他の認定事業者が当該認定発電設備を用いて発電し、及び当該他の認定事業者と特定契約を締結する特定契約電気事業者が特定契約に基づき調達したものとみなす。
- 本来出力の抑制を受けるべき認定発電設備を有する認定事業者は、当該一般送配電事業者からの指示に基づき出力の抑制が行われた時間帯にかかわらず、本来出力の抑制を受けるべき時間帯として、あらかじめ一般送配電事業者から、本来出力の抑制を受けるべき認定発電設備を有する認定事業者に対して示された時間帯において、当該認定発電設備を用いて発電し、及び供給した再生可能エネルギー電気の量については、当該認定事業者と特定契約を締結する特定契約電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量に該当しないものとみなす。

第14条の3 代理出力制御における回避可能費用の特例

- 上記第14条の2の1点目の場合において、当該抑制を受けた他の認定事業者が認定発電設備を用いて発電し、及び当該抑制を受けた他の認定事業者と特定契約を締結する特定契約電気事業者が特定契約に基づき調達したものとみなした再生可能エネルギー電気についての第22条の規定の適用については、同条中「翌日市場における同一の時間帯の売買取引における価格として卸電力取引所が公表する額」とあるのは「特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の調達をしなかったとしたならば当該再生可能エネルギー電気の量に相当する量の電気の発電又は調達に要することとなる1キロワット時当たりの費用として経済産業大臣が電気事業者ごとに定める額」と、「のうち、当該特定契約電気事業者が使用した量」とあるのは「の量」と、「とする。ただし、離島における回避可能費用単価は、当該離島におけるインバランス料金（電気の供給に係るものに限る。）とする。」とあるのは「とする。」とする。
- 電気事業者は、回避可能費用単価の算定に必要な事項について、本省令で定める様式により経済産業大臣に届け出なければならない。

第14条の4 一時調達契約の締結を拒むことができる正当な理由

- 改正法第16条第2項の経済産業省令で定める正当な理由は、第14条第1項から第4項までに規定する内容と同じとする。

第●条 納付金の額及び納付金単価を算定するための資料の届出（施行規則第27条）

- 第3項として、「改正法第32条第4項の経済産業省令で定める事項は、前年度の1月から3月まで及び当年度の4月から12月までの間に市場取引等により供給した電気の量とする」ことを新たに追加する。
- 第4項として、「改正法第32条第4項の規定に基づき、認定事業者は、毎年度、前年度の1月から3月まで及び当年度の4月から12月までの間に市場取引等により供給した電気の量について、様式により当該年度の1月末日までに経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合において経済産業大臣の承認を受けたときは、当該届出の期限を延期することができる」ことを新たに追加する。

第●条 法第三十八条第一項の経済産業省令で定める電気事業者に係る納付金の徴収期間

- 改正法第38条第1項の経済産業省令で定める期間は、1か月とする。

第●条 徴収等業務規程の記載事項

- 改正法第40条第1項の経済産業省令で定める事項は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく費用負担調整機関に関する省令（経済産業省令第61号）第4条に規定する内容を納付金徴収等業務に当てはめるとし、特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の調達により発行される非化石証書の販売を加える。
- 推進機関は、改正法第40条第1項前段の規定により徴収等業務規程の認可を受けようとするときは、様式による申請書に当該認可に係る徴収等業務規程を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。
- 推進機関は、改正法第40条第1項後段の規定により徴収等業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式による申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

第●条 徴収等業務規程に関する帳簿に係る事項

- 改正法第42条の経済産業省令で定めるものは、
 - 供給促進交付金、調整交付金及び系統設置交付金を交付した電気事業者の氏名又は名称
 - 電気事業者ごとの交付金の額及び交付の年月日
 - 納付金を徴収した小売電気事業者等の氏名又は名称
 - 小売電気事業者等ごとの納付金の額及び徴収の年月日
- 改正法第42条の帳簿は、納付金徴収等業務を行う事務所に備え付け、納付金徴収等業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
- 保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体により行うことができる。

様式関係

- 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給する事業を行う場合の再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書、再生可能エネルギー発電事業計画変更認定申請書等を追加する。
- 認定基準の改正に伴い、10キロワット未満・10キロワット以上50キロワット未満の太陽光発電を除く再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書及び再生可能エネルギー発電事業計画変更認定申請書等を改正する。

その他、関係する他の省令を含め、改正法及び施行規則の題名改正や条ズレに伴う所要の改正を行う。

経過措置

- 平成27年1月25日までに、太陽光発電設備をもつ認定事業者（施行規則第14条第1項第8号イに規定する出力の抑制により生じた損害の補償を求めないことを特定契約の内容とする者は除く）が行った接続に係る契約の申込みについては、施行規則第14条第1項第8号チの規定は適用せず、同号イの規定の適用については、同号イ中「当該抑制により生じた損害」を「当該抑制により生じた損害（太陽光発電設備に係る損害にあつては、当該抑制を受けた時間が年間30日を超えない範囲内で行われる抑制により生じた損害に限る）」とする。なお、当該期間に、その出力が10キロワット未満の太陽光発電設備を用いる認定事業者が行った接続に係る契約の申込みについては、施行規則第14条第1項第8号イ及びチの規定は適用しない。
- 平成27年1月26日から令和3年3月31日までに、太陽光発電設備をもつ認定事業者（施行規則第14条第1項第8号イに規定する出力の抑制により生じた損害の補償を求めないことを特定契約の内容とする者は除く）が行った接続に係る契約の申込みに関する施行規則第14条第1項第8号イの規定の適用については、同号イ中「当該抑制により生じた損害」を「当該抑制により生じた損害（太陽光発電設備に係る損害にあつては、当該抑制を受けた時間が年間360時間を超えない範囲内で行われる抑制により生じた損害に限る）」とする。なお、平成27年1月26日から令和3年3月31日までに、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社又は関西電力送配電株式会社に対して、認定事業者（太陽光発電設備であつてそ

の出力が10キロワット以上50キロワット未満のものを用いる者に限る。)が行った接続に係る契約の申込み、及び平成27年1月26日から同年3月31日までに、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社又は関西電力送配電株式会社に対して、認定事業者(太陽光発電設備であってその出力が50キロワット以上500キロワット未満のものを用いる者に限る。)が行った接続に係る契約の申込み、及び北陸電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社に対して、認定事業者(太陽光発電設備であってその出力が10キロワット以上50キロワット未満のものを用いる者に限る。)が行った接続に係る契約の申込みについては、施行規則第14条第1項第8号チの規定は適用しない。また、平成27年1月26日から令和3年3月31日までに、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社又は関西電力送配電株式会社に対して、認定事業者(太陽光発電設備であってその出力が10キロワット未満のものを用いる者に限る。)が行った接続に係る契約の申込み、平成27年1月26日から平成27年3月31日までに、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、北陸電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社、沖縄電力株式会社に対して、認定事業者(太陽光発電設備であってその出力が10キロワット未満のものを用いる者に限る。)が行った接続に係る契約の申込みについては、施行規則第14条第1項第8号イ及びチの規定は適用しない。

- 施行規則第3条の5に規定する算定にあたっては、施行年に限って、令和3年12月から令和4年3月までの卸電力取引市場において行われた売買取引における電気の1キロワット時当たりの各月平均市場単価と同期間における令和3年9月1日時点の株式会社東京商品取引所(商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第78条で主務大臣の許可を受けたものをいう。)が公表した各月の1キロワット時当たりの帳入値段のいずれか低い額を前年同期間における平均市場単価として、算定することとする。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成27年経済産業省令第3号)の一部を改正する省令

- 出力制御対象者拡大に伴い、接続請求の適用を適正化するため、附則第2条を削除する。

電気事業法等の一部改正に伴う施行規則の一部を改正する省令(平成28年経済産業省令第49号)の一部を改正する省令

- 指定電気事業者制度が既に廃止されていることに伴い、附則第8条に規定する「指定電気事業者に関する経過措置」を削除する。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成28年経済産業省令第84号)の一部を改正する省令

- 指定電気事業者制度が既に廃止されていることに伴い、附則第7条第4号に規定する経過措置を削除する。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指定入札機関に関する省令(平成29年経済産業省令第5号)の一部を改正する省令

- 改正法の施行により、入札業務は、指定入札機関から広域的運営推進機関が担うこととなるた

め、題名改正や条ズレも含めた所要の改正を行う。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成29年経済産業省令第13号）の一部を改正する省令

- 出力制御対象者拡大に伴い、接続請求の適用を適正化するため、附則第4条第3項を削除し、同条第1項中「平成27年改正省令の施行の際」の前に「(以下この条及び次条において「旧接続請求」という。)であって」とあるのは「(以下この条及び次条において「旧接続請求」という。)のうち、風力発電設備に係るものであって」に、「第13号まで」を「第9号まで」に改める。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和3年経済産業省令第32号）の一部を改正する省令

- 出力制御対象者拡大に伴い、附則第2項で定めた経過措置の適用範囲及び規定を適正化するため、「東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社又は関西電力送配電株式会社に対して、認定事業者（太陽光発電設備であってその出力が50キロワット未満のものをを用いる者に限る。）が行った接続に係る契約の申込み（特定契約申込者の認定設備と特定契約電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に係る契約の申込みをいう。以下同じ。）及び」を削除し、「認定事業者（風力発電設備であってその出力が20キロワット未満のものをを用いる者に限る。）が行った接続に係る契約の申込み」の後に、「(特定契約申込者の認定設備と特定契約電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に係る契約の申込みをいう。)」を追加する。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴う施行規則の一部を改正する省令（令和3年経済産業省令第56号）の一部を改正する省令

第13条の6 解体等積立金の額の算定期間

- 認定を受けて供給促進交付金による支援を受ける場合も解体等積立金の積立義務の対象となることから、認定事業者が市場取引等又は一時調達契約により調達し、供給する場合を追加する。
- また、改正法第15条の7第1項の解体等積立金の額の算定の基礎となる認定事業者が一時調達契約により供給した再生可能エネルギー電気の量は、「一ヶ月ごとに、検針等が行われた日から次の検針等が行われた日の前日までの間に、認定事業者が一時調達契約により供給した再生可能エネルギー電気の量とする」、ことを追加する。

併せて、第13条の4及び第13条の5においても、施行規則における供給促進交付金に係る規定の新設に合わせて所要の規定の整備を行う。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく費用負担調整機関に関する省令（平成23年経済産業省令第61号）の廃止

- 改正法の施行により、当該省令は不要となるため、廃止とする。

施行期日

- 上記の経済産業省令は、令和4年4月1日から施行する。

(以上)